第二　前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立されためん類飲食店営業の組合（平成26年12月末現在で23都道府県で設立されている組合）においては、前期の飲食店営業（めん類）の振興指針（平成22年厚生労働省告示第77号）を踏まえ、生衛法第56条の３に基づき、振興計画を策定及び実施しているところであるが、当該振興計画について、全５か年のうち４か年終了時である平成25年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。

国庫補助金としての予算措置（以下「予算措置」という。）については、平成23年度より、外部評価の導入を通じた効果測定の検証やＰＤＣＡサイクル（事業を継続的に改善するため、Plan（計画）―Do（実施）―Check（評価）―Act（改善）の段階を繰り返すことをいう。）の確立を目的として、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の下に設けられた「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会」において、補助対象となる事業の審査から評価までを一貫して行う等、必要な見直し措置を講じている。

このため、組合及び生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等においても、振興計画に基づき事業を実施する際は、成果目標及び事業目標を可能な限り明確化した上で、達成状況についても評価を行う必要がある。

当該振興計画等の実施に向けて、組合及び連合会においては、振興指針、振興計画の内容について広く広報を図り、組合未加入の営業者への加入勧誘及び組合未結成地域の営業者への組合結成の支援を図ることが期待される。

組合への加入、非加入は営業者の任意であるが、生衛法の趣旨及び組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等の営業者がいることも考えられるため、都道府県、保健所設置市又は特別区への営業の許可申請又は届出等の際に、営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地及び連絡先等について情報提供を行う等の取組の実施が求められる。

表　振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

	事業名	達成	概ね達成	主な事業
1	衛生水準の向上のための技術、知識及び意識の向上に関する事業	42%	42%	・衛生管理講習会の開催 ・衛生マニュアルの作成及び配布
2	施設及び設備の改善に関する事業	5%	36%	・店舗特性を踏まえた改装や設備の導入投資
3	消費者の利益の増進に関する事業	19%	43%	・標準営業約款制度の推進 ・賠償責任保険への加入促進 ・講習会の開催 ・メニュー開発の促進
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	29%	33%	・経営講習会又は各種研修会の開催 ・経営に関する相談及び指導
5	従業者の技能の改善向上に関する事業	41%	27%	・技術講習会の開催
6	取引関係の改善及び事業の共同化等に関する事業	38%	48%	・関係業界等との情報交換会の開催 ・共同購入の実施
7	従業者の福祉の充実に関する事業	36%	45%	・各種保険の加入促進 ・共済制度の加入促進
8	事業の承継及び後援者支援に関する事業	25%	50%	・後継者育成支援のための研修会等の開催 ・青年部の活動支援
9	食品関連情報の提供及び行政施策の推進に関する事業	45%	30%	・機関誌等による情報提供 ・講習会の開催
10	環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進に関する事業	25%	44%	・食品循環資源の再利用に関する情報提供
11	省エネルギーの強化等に関する事業	23%	46%	・省エネルギー機器の導入
12	少子高齢化社会等への対応に関する事業	16%	42%	・子ども又は高齢者向けメニューの作成 ・施設のバリアフリー化への促進
13	食育への対応に関する事業	26%	53%	・食育に関する講習会の開催
14	禁煙等に関する事業	37%	53%	・研修会又は講習会の開催 ・店舗改装の実施
15	地域との共生に関する事業	64%	32%	・地域イベントへの参加 ・福祉施設への慰問 ・ポスター等の作成及び配布

㈱　データは、平成22年度から平成25年度までの評価結果を集計したもの。

第三　めん類飲食店営業の振興の目標に関する事項

一　営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

営業者は、伝統的日本食文化の担い手として、国民生活に欠かせない位置を占めており、食生活の充実や交友及び団らん等の提供など大きな役割を果たしてきた。こうした重要な役割を営業者が引き続き担い、国民生活の向上に貢献できるよう、経営課題や国民のニーズ、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められる。特に、めん類飲食店営業は、人材育成を図ることが極めて重要であるが、営業者の高齢化が進む一方、若者の採用も難しいため、重要な課題である。

また、いわゆる「買い物弱者」になり易いことが危惧される高齢者、障害者及び一人暮らしの者並びに子育て世帯及び共働き世帯等のニーズに的確に即応することで、営業者が営業を行う地域の住民が日常生活を送るために必要なセーフティーネットとしての役割や商店街における重要な構成員としての位置付けが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期待される。併せて、社会全体の少子高齢化の進展や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の施行を踏まえ、全ての消費者が店舗を円滑に利用できるよう、ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の取組が求められる。

さらには、国際的に日本食の人気が高まる中、「和食；日本人の伝統的な食文化」が国連教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）の無形文化遺産に登録が決まったところであり、国際化に対応し、今後はさらに海外での事業展開や訪日外国人旅行者の増加につなげていくことが期待される。

一方で、ホテル、旅館及びレストランにおける食品表示の不正事案が大きな社会問題となったところであり、めん類飲食店営業においても、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）等の関係法令を遵守し、表示の適正化を推進し、消費者に対して納得と安心感を提供していくことが求められる。